平成 2 5 年度厚生労働科学研究費補助金 (政策科学総合研究事業) 分担研究報告書

国内の里親支援専門相談員に関する調査研究

研究分担者 平田 美智子研究協力者 三輪清子 山口 敬子 小松清黄子

研究要旨:

国内の里親支援機関事業に関し、事業を受託する民間機関の調査を平成 23・24 年度と実施してきたが、この事業を発展するには限られた予算と人材では困難であるという実態が浮き彫りにされた。一方、平成 24 年度より児童養護施設・乳児院に新たに里親支援専門相談員(相談員と略)が配置されるようになり、児童相談所や既存の里親支援機関と連携を取りつつ里親支援を開始するようになった。今年度は、この相談員の実施状況と課題を、全国の児童養護施設・乳児院に対するアンケート調査、そして相談員に聞き取り調査を行い、把握することとした。

調査の結果、相談員は全国の 40%の施設・乳児院に常勤 1 名で配置され、平成 26 年度までには半数以上の施設・乳児院に配置予定であることが判明した。相談員の主な業務は、児童相談所・里親支援機関との連絡調整、里親からの相談受付、入所児童の里親委託推進等であるが、里親や施設職員の間においても相談員の役割がよく理解されておらず、相談員自身も里親支援ソーシャルワーカーという役割に戸惑っている様子が示唆された。今後は、相談員の役割や里親支援の内容についてガイドラインなどを明確にし、相談員の人材育成と連携が必要であると思われる。

A. 研究背景と研究目的

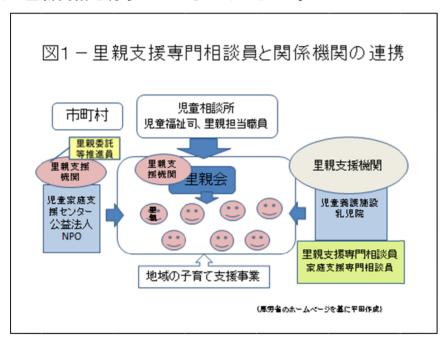
国内の公的な里親支援は、平成 20 年から開始され、23 年度より一本化された「里親支援機関事業」により推進されてきた。この事業の実施主体は都道府県・指定都市・児童相談所設置市であるが、事業の一部または全部を社会福祉法人や NPO 法人など民間の外部機関に委託することが可能であった。しかし、この事業は国の補助金事業であるため、民間機関への外部委託が可能になっても、委託費はわずかであった。平成 23 年度に本研究班が全国自治体を対象に実施したアンケート調査の結果では、民間機関の受託費の平均額(1機関)が約 330 万円(年間)であり、このような限られた委託費では十分な里親支援を提供することが困難な実態が判明した(平成 23 年度の本研究報告書注1)参照)。

民間の里親支援機関の実施体制、特に職員の配置や資格などであるが、平成 24年度の本研究結果注2)により、民間機関は大きく里親会型、児童家庭支援センター型、施設(児童養護施設・乳児院)型、社団・NPO法人型に分類することができることがわかり、それぞれの特徴が見えてきた。中でも、児童家庭支援センター地施設型は、本体施設のバックアップと地域の相談を受けてきたという実績があり、施設内には、臨床心理士や児童精神科医を抱えているところもあり、治療的ケアを行う基盤が整っていた。弱点とすると、里親と施設の間の信頼関係をどのように構築するかが課題であった。本来は、民間機関の治療機能を駆使して、被虐待児を育する里親家庭の民間の治療支援が展開されるはずであるが、里親支援機関事業のみでは予算上の制約があり、治療支援までは程遠いという実態が明らかにされた。しかし、施設は本体施設のバックアップ、特に治療的ケアという専門機能を活用し、

相談と治療を併せて提供する可能性が見出された。

そこで、今年度注目したのは、平成 24 年度より児童養護施設・乳児院に配置されるようになった里親支援専門相談員(相談員と略)の実施状況や役割である。相談員は国の措置費で施設に配置され、里親委託を推進していく相談業務を専門とするソーシャルワーカーである。資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、5 年以上児童指導員などの経験者などで、職務の留意事項として、直接処遇職員の勤務ローテーションに入らず、里親支援の相談業務に専念することとなっている。

相談員を設置する施設は里親支援機関と認められ、里親支援を推進する拠点となった(図1参照)。児童養護施設・乳児院には既に家庭支援専門相談員が配置されているが、相談員は、所属施設のみでなく、その地域の里親及びファミリーホームを支援する役割も担う。具体的には、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、 所属施設の入所児童の里親委託の推進、 退所児童のアフターケアとしての里親支援、 所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行うこととなっている注3)。



施設の里親支援に関しては、いくつかの先行研究があるが、2004年の「児童福祉施設による里親支援のあり方の調査研究事業」 $^{\pm 4}$)によると、児童養護施設・乳児院の回答では、「相談を受けるとしても相談業務専門職がいない為体制が整っていない」という意見が多かった。また、里親の回答としては、相談した(35.6%)、相談する事柄がない(48.9%)、相談したくない(10.5%)であり、その理由としては、「施設に相談してよいことを知らなかった」「差しさわりのない答えや、曖昧な答えしか戻ってこない」などであった。

東京都では、1973年から 2002年まで、施設に「養育家庭センター」を併設し、養子縁組以外の里親開拓、マッチングからフォローまで 2 名の常勤ワーカーが担当していたが、制度改正により、再び児童相談所中心の里親支援体制に戻ったという経緯がある^{注 5})。

昨年度より、施設・乳児院に里親の相談業務を担当する里親支援専門相談員が配置されることになったことで、施設の里親支援が可能になったが、その実施状況に関して基礎的なデータを得るのが本研究班の研究目的である。さらに、全体の研究テーマに関連し、この相談員が核になり、施設の治療的機能を活用し、里親支援を

実施できないか模索することもあった。

B.研究方法

研究方法は、アンケート調査による量的調査とグループ討議の結果報告や記録を分析した質的調査の双方を使用した。調査の種類は、以下のとおりである。

全国児童養護施設・乳児院へ里親支援専門相談員の実施状況に関するアンケート調査(平成 25 年 8 月実施)。アンケート調査の質問事項は、相談員の配置(配置)を定し、人数、資格、業務内容などである(資料 参照)。

平成 25 年 9 月 26 日大阪、10 月 30 日東京で実施した里親支援専門相談員対象の研修会でのアンケート調査結果。(大阪会場 65 名、東京会場 113 名にアンケート調査を実施し、研修の成果や相談員の業務や課題について調査した。アンケート調査項目は資料 参照)

上記 の研修会のグループ討議の結果分析

(数名のグループに分かれ、相談員や里親支援機関職員としての役割や今後の期待などに関して意見交換し、各グループより討論の内容の記録を得た)

尚、調査実施に際して、調査結果を本研究の報告書や学会などで公表することと、公表の際は回答結果に自治体名や施設名、個人名などが特定されないように配慮すると説明し、公表の承諾を得た。

B. 研究結果

1)全国児童養護施設・乳児院へ里親支援専門相談員の実施状況に関するアンケー ト調査結果

平成 25 年 8 月、全国の児童養護施設(589)・乳児院(131)にアンケート用紙(資料 1 参照)を送付し、郵送で回答を得た。473 の施設より有効回答が寄せられた(回収率 65.7%)。施設の種別は、児童養護施設が 317、乳児院が 82、児童養護施設・乳児院が 21、不明が 53 であった。以下は、回答の集計結果の要約である。

里親支援専門相談員の配置状況

相談員の配置は、全体の 40%の施設で進んでおり(資料 図 2 参照)、残る 15% の施設も配置を予定していた(図 3 参照)。配置の予定は、平成 26 年度が多く、26 年度内にはおおむね半数の施設で専門相談員が配置される予定である(図 4 参照)。相談員であるが 99%の施設で、各施設 1 名の配置で、勤務形態は常勤である。相談員の資格であるが、多い順に保育士(25%)、児童指導員(20%)、施設職員経験者(18%)、社会福祉士(16%)であり、全体として施設勤務経験者が多い(図 5 参照)。

里親支援専門相談員の主な業務

主な業務は、図 6 にあるように、多い順にキ.児童相談所・里親支援機関との連絡調整(16%)、オ.里親からの相談受付(15%)、ア.入所児童の里親委託の推進(14%)、ク.里親の研修(13%)、ウ.委託準備(12%)、エ.委託後の家庭訪問(12%)などが挙げられた(複数回答)。

研修の必要性について

相談員への研修の必要性を聞いたところ、94%が必要と感じていた(270000円)。

自由記述

自由記述に関しては、以下のように表 1 にまとめたが、カテゴリーに分けると、ア、なぜ施設が里親支援を行うかという制度理解に関すること、イ・施設と里親との関係性(以前は関係が悪かった)について、ウ、児童相談所、市町村他関係機関との連携、エ・里親委託推進と支援の成果、オ・相談員の専門性(役割の明確化)を望むもの、カ・今後に向けて、児童の治療も視野に入れた支援体制を構築するため、相談員に特化した研修を望む声などがあった。

新制度が始まって、施設で里親を支援していく体制を受け入れることに戸惑い、 疑問を感ずる声もあったが、これまでのような里親と施設の対立関係をなくし、相 互に理解していく姿勢を見せている。相談員の位置づけが関係機関の中でも明確で はないが、里親を支援する機関で連携していく必要性を感じている。里親委託推進 の成果はこれからであるが、思春期の子どもを抱えるなど里親の心身の疲れを理能 しサポートする体制を、相談員一人でなく、施設・法人がバックアップする体制が 望まれる、と述べている。相談員は高い専門性を備えたソーシャルワーカーである ことが期待されるので、今後資質向上のため研修が欠かせないとある。今後は、子 どもの最善の利益を考え、里親委託を推進する目的で里親を開拓し、子どものニー ズに合った里親を選定し、委託後も家庭訪問などを通して里親の相談を受け、支援 していく体制を充実させていくことを目標としている。

表1.児童養護施設・乳児院へのアンケート回答・自由記述分類

カテゴリー	自由記述内容
ア)里親支援専	・なぜ児相ではなく施設で里親を支援するのか?財源的にも行
門相談員の配置	政が手を抜こうとする気配がしている。里親をすべて否定して
に関する制度に	いるわけではないですが。
ついて	・施設に専門職員を配置しても、里親委託数が伸びるとは思え
	ない。今後施設に 1/3、GH1/3、里親 1/3 という割合で措置児
	童が振り分けられようとしているが、日本人が持っている慣習
	や風土、根本的な考え方を変えていく手段を講じるべきで、職
	員増をしただけでは変わらない。
	・相談員は施設に配置が必要なのか?(施設内で不協和音が起
	きないか?)相談所等への配置が適当と思う。
	・県の予算があるため、すべての施設において配置されている
	段階でない。また、具体的な業務内容が定まっていないことも
	ある。
	・施設と里親が協働して児童の福祉を推進していくことが望ま
	しく、相談員が加算の事業ではなく、必置になってほしい。
	・入所している子どもの最善の利益を考えると、里親委託も重
	要な方向性があると思う。施設にその専任職員の配置は推進と
	調整を踏まえ、援助するためにも必要だと思う。
イ)里親と施設	・里親の施設に対する不信・拒否感が極めて強い。
との関係性、相	・よく話し合い、情報交換が必要。
互理解	・施設・里親がたがいに両者を学ぶことは必要だと感じる。里

親会の方と現状を伝えあう場を設定したので、そこから始めて いこうと思う。 ・里親との相互理解。ニーズの把握。 ・施設では経験できない点を里親の力を借りたいと思う。しか し、里親の考えなどそれぞれのため、里親支援の難しさも感じ ウ)里親関係機 ・児童相談所と連携・協働しているが、児相のお手伝い的なこ 関の連携 とも多い。それはそれで連携しつつ、「施設発」の里親支援の 在り方を模索していく必要を感じる。 ・里親支援に関しては、児童相談所の職員、NPO法人の職員、 里親会の方々等、複数の機関が関連しているため、施設の相談 員として、どのように連携していけばよいのか明らかにする必 要があると考える。現在は、各々の機関の役割が明確でなく、 協同して里親支援を行っていくことは難しいと感じている。 ・相談員同士の情報交換や事例検討の場が必要。 ・市町村への働きかけについても工夫して取り組んでいったほ うが良いと思う、里親会との連携も必要と考える。今年度より、 里親会の中にも相談員が配置されている。 ・県内施設の乳児院の場合、県全域をカバーすることが難しい。 相談員相互の協力体制を築いていくことが必要。 工)里親委託推 ・養育里親の心身の疲れに対するサポートがもっと充実してい 進と支援の成果 かないと、継続できないし、なり手もないと思う (特に思春期 の子どもを抱える方に…) ・社会的養護を担う里親・FH に対する支援は必要不可欠であ り、担当職員だけでなく、組織(施設、法人)全体としてのバ ックアップが必要と考えている。 ・里親教育と里親のフォローは大切だと思う。特に、高年齢児 を預かっている里親には専門的な知識が必要であり、里親だけ で抱え込まないような、いつでも相談できる場所が必要だと思 ・里親委託の推進も重要だが、委託以後の里親支援がなければ ゆがみが生じると思う。 ・今後きめ細かい丁寧な支援がますます必要となってくる オ)里親支援専 ・入所児童を対象とした里親支援だけでなく、地域支援として 門相談員の専門 の里親支援が求められているので、高い専門性が必要だと考え 性 ・相談員は児童家庭支援センターに配置し、その後、乳児院・ 児童養護施設に配置していく形が望ましいと思う。 ・新しい職種が十分機能を発揮するまでは少し時間が必要。ま だスタートしたばかりなので、これから活躍できると考えてい ます。 ・先進事例等を学ぶ研修や横のつながりができるような場がほ ・数十年里親委託があまりないのは、児相と施設が子どもを出 カ)今後に向け て さないからだといわれ続けている。この偏見、溝がなくならな いと、どうしても一部の里親に比重が重くのしかかる。里親は 必要で、そのためにも活動がしやすく、成果を上げる為に理解 してほしい所である。

- ・里親を推進しているが、難しい子どもが沢山おり、里親も養育力が弱くなっている。里親のフォローが必要である。ある県では、里親実習を里親家庭でも行っているが、養育の偏りが心配。
- ・里親のなり手を増やし、養育スキルの向上が必要だと感じる。 同時に、地域住民に里親とは何かを浸透させていくことも大切 だと思う。

2) 里親支援専門相談員対象研修会(9月、10月) での受講後アンケート調査結果

平成 25 年 9 月 26 日大阪 (「エル大阪」)、10 月 31 日東京 (東京大学)にて、里親支援機関職員・里親支援専門相談員対象の研修会「里親支援の輪を拡げて・里親支援機関職員・里親支援専門相談員研修会・」(資料)を実施した。研修案内は、1)のアンケートと同封し、8 月に全国の乳児院・児童養護施設に送付した。受講希望は先着順で受けたが、希望者が多く、東京会場は会場の定員の関係で受講できない希望者もいた。研修プログラムと講演内容要旨は資料 、 、 に記載されている。全受講者は 113 人で、ほとんどが里親支援専門相談員であり、その他は里親支援機関職員、児童相談所職員、施設の職員で里親の参加は 1 名のみであった。

研修終了後、受講者に受講後のアンケート調査(質問項目は資料 参照)を実施し(回答者 77人、回収率 68.14%)、集計結果をまとめた(資料 参照)。以下はその要約である。

研修で良かった点

研修を受講しての評価であるが、良かった点(複数回答)については、ア.講師の話が良かった(61人)、イ.グループワークが良かった(70人)、ウ.里親支援機関職員・里親支援専門相談員のための研修という点が良かった(63人)、エ.里親支援をしている人たちのネットワーク、情報交換ができて良かった(60人)で、他県の相談員とのグループワークや交流が高く評価された(資料 図8参照)。

現在行っている里親支援について

現在行っている具体的な里親支援を挙げてもらうと(複数回答)、多い順に、キ・児童相談所・里親支援機関との連絡調整(72)、ア・施設入所児童の里親委託の推進(ニーズの掘り起しなど)(59)、オ・里親からの相談受付(57)、ク・里親の研修など(55)、エ・委託後の家庭訪問(51)、ウ・委託準備 (面会・交流の支援)(47)で、少ないのは、コ・里親サロンの運営(10)、イ・担当地域内の児童の里親委託の推進(16)、ケ・里親の新規開拓(17)などであった。その他として、広報活動、里子との面談、里親会事務局支援、などが挙げられた。相談員は、自分の施設の子どもの里親委託を推進することを主眼にしているが、施設の枠を出て担当地域内の他施設あるいは地域の児童の里親委託推進にまで取り組めていないことが明らかになった(図9参照)。

今後取り組みたい業務

相談員など回答者が今後取り組みたい業務(複数回答)として、イ・担当地域内の児童の里親委託の推進(17)、エ・委託後の家庭訪問(16)、オ・里親からの相談受付(13)が挙げられた。上記 の回答を受け、担当地域にも里親開拓、委託を推進

したいと相談員は意識していることが読み取れる(図10参照)。

連携している機関

相談員が日常連携する機関(複数回答)には、ア・児童相談所・県の児童福祉主管(72)、カ・里親会(57)、ウ・社会福祉施設(40)、などが挙げられたが、エ・病院(9)、イ・福祉事務所(14)、オ・学校・保育園(18)、などを挙げる例は少なかった。里親業務は児童相談所が主であったため、市町村との連携はあまり取られていないのではないか。その結果、相談員のネットワークも県の機関や施設が主で、地域の市町村や福祉事務所などにまで広がっていないのが現実である(図 11 参照)。

希望する研修

受講者に今後どのような研修を希望するか尋ねたところ、ア・実践的な研修(具体的なサロンの開き方,アドバイスの仕方,愛着やトラウマなど里親に伝えられる具体的なトレーニング,コモンセンス,治療的養育,ライフストーリーワーク, SV研修,電話相談の技法,家族面接技法,スキル向上の研修,相談員の役割など)、イ・協働・連携についての研修(民生委員,地域ボランティア,里親とそれを取り巻く関係機関,相談員同志の意見交換の場)などで、相談員に特化した研修を望む声が大きかった。

中には、「愛着障がいやトラウマ治療のことでなく、里親支援そのものの研修を望む」という記載があった。里親支援の定義が明確でない中、実際にソーシャルワークの支援をどこまで行うのか、心理的ケアをどこまで行うのか、戸惑いを持っている相談員がいることが顕著になった。

3) 里親支援専門相談員研修でのグループワーク記録まとめ

上記 2)の里親支援機関職員・里親支援専門相談員対象の研修会では、参加者のグループワークが大変好評であった。グループは数名からなり、乳児院職員は別にグループを作り、残りのグループは参加者の希望で可能な限り他県の相談員から成るように構成した。グループで話し合う内容は、 里親支援相談員として現在行っている業務、 これから行いたい業務、 現在の課題、 今後の展望などであった。各グループで司会進行役、記録係りを決めてもらい、グループワーク終了後記録を基に各グループの発表を行い、情報を共有した。以下、その時の記録を基に各グループでの議論をまとめて、表 2 にカテゴリー別に内容を分類してみた。

表 2 里親支援専門相談員研修グループでの討議内容要約

カテゴリー	討議内容
1)里親支援	・相談員が何をやったらいいのかよくわからず、まず里親支援者で
専門相談員	集まって勉強会を開いている。
(相談員と	・施設の中でも相談員の仕事が理解されていない。
略)の職務に	・里親の仕事がなく、施設の他の業務などをしている。
ついて	・施設のファミリーソーシャルワーカー(家庭支援専門相談員)と
	業務が重なる。
	・県内で里親会が NPO を作って活動をしており、研修から認定ま
	ですべて行っている。
	・家庭訪問などは児童相談所職員と同行訪問が原則で、日程調整が

困難。

・児童相談所は、相談員が里親と二者関係を作ってはいけないと制限するので、何をするにも児相の許可がいる。

2) 里親との 関係

- ・里親と実親に寄り添うのが相談員の役割ではないか。
- ・相談員は里親に寄り添い、わからないことを聞くのがよい。指導的にならないように。
- ・相談員は年齢が里親より若く、児童相談所と里親の板挟みになることもある。
- ・家庭訪問は未委託里親のみなど限定がある。
- ・家庭訪問は児童相談所に任せている。
- ・家庭訪問は里親の悩みを聞くのに有効である。児童相談所への苦情も聞く。
- ・施設は敷居が高いという里親もいるので、レクリエーション大会 などを企画し、子ども同士をつなぐ努力をしている。

3)里親関係 機関同士の連携

- ・里親の名簿も渡されず、情報の共有がない(里親名簿を里親会から入手する県もあり)。
- ・ケース会議への出席やケース記録を開示してもらえず、守秘義務が壁。
- ・里親サロンへの出席は、児童相談所主催は可能だが、里親主催では出席できない。
- ・〇県では、里親支援機関が里親委託後 6 か月はフォローアップすることになっているので、その後相談員が里親家庭に支援というのではやりにくい。
- ・里親支援機関、児童相談所の里親担当者など関係者が多く、支援 がバラバラという印象。
- ・○県では、毎月一回児童相談所と一緒に相談員が集まって会議を 行っている。

4) 里親委託 推進など支援 の成果

- ・里親を開拓するのに、ボランティアセンターなどと連携し、週末 里親から始めてもらう。
- ・里親啓発として、マラソンや人が集まるところにブースを出して 説明会。
- ・里親を増やしても、委託する子どもがいない。
- ・里親委託はできるだけ乳児期に、施設に入る前に里親委託をしたほうが成功する。
- ・小学 3 年まで、週末里親から養育里親委託へ繋げるよう施設を挙げて支援する。
- ・里親委託するには、実親の同意が難しいというが、丁寧に実親に 説明すれば納得するはずである。実親向けの里親のパンフレットな ども活用したい。
- ・マッチング会議に相談員も出席できないか(児童相談所のケースワーカーと一緒に参加する県もある)。

5) 里親支援 専門相談員の

・社会的養護の子どもの養育に関して施設職員は経験があるので、 相談員は里親をバックアップできる。

の特徴

- 専門性と支援│・里親への研修などを通して、相談員は里親の養育技術が向上する よう支援を行う。子育てが初めての里親は特にトレーニングが必要
 - ・里親に施設のケース会議に出てもらったり、「ノーバディズパー フェクト」「コモンセンス」「ヘルシースタート」などの研修を受け
 - ・児童家庭支援センターには心理士もおり、心理判定や通所相談も 利用してほしい。
 - ・マッチングから委託までの過程で、子どもは長期外泊した後、里 親宅へ行きたがらなくなる。施設の中でごまかせたことが、里親宅 へ行くと細かくみられ嫌がる傾向があるが、施設職員は、子どもの 背中を押して委託までこぎつけるよう支援する。
 - ・養子縁組里親には、縁組後も告知のことなど支援したい。
 - ・障がい児の委託にも、里親に理解を求め、委託を進める場合もあ
 - ・レスパイトケアを遠慮せず利用してほしい。

6)今後に向 けて

- ・地域の児童福祉の拠点となる児家センがあると活動の幅が広が る。
- ・治療的ケアができるシステムやチーム作りが必要である。
- ・心理士と一緒に家庭訪問し、愛着のことなどを話してもらう。
- ・里親委託率よりも里親不調をなくすようにしたい(東京では杉並 の事件以降委託減った)。
- ・里親不調で戻った子どもへの心理ケアも課題。
- ・マッチングを県外にも広げて行い、委託を推進する。
- ・施設長をはじめ、施設職員に里親を理解してもらうよう働きかけ る(毎回、施設での会議の後相談員が発言することにより、意識が 変わる)。

グループ討議の内容を見ると、表1の全国施設へのアンケート回答の自由記述の 内容と重なる部分が多いが、相談員自身が自分の役割について不安感や限界を感じ ている点が懸念される。施設の中で、ケアワーカーと異なり相談員の役割自体が確 立されていない中、里親に特化した相談担当という役割に重圧感を感じている様子 が読み取れる。しかし、まずは里親の話をよく聞き、信頼関係を構築するところか ら始めたいと努力している。相談員は、「里親に寄り添い、わからないことは聞く、 指導的にならないように」という態度で里親と委託児の関係性をより良くしていく ように努めるのが役目だと認識している。

相談員は中堅の経験のあるソーシャルワーカーが望ましいが、里親養護制度や里 親子への対応の実際に関する研修が必要であり、今後は定期的に相談員向けの研修 を希望している。治療的ケアを必要とする児童の里親委託に関しては、治療的ケア ができるシステムやチーム作りを今後検討することが望ましいのではないか。

D.結論と提言

親からの虐待や不適切な養育の結果、トラウマや愛着の問題を抱えて社会的養護

を受ける子どもの数は増え続け、治療的なケアのニーズが顕在化されている。保護を受ける子どもが大人との愛着関係を築くため、里親家庭での養育が期待されるが、児童相談所の里親支援を補完する目的で、平成20年より里親支援機関事業の開始、平成24年より里親支援専門相談員が全国の児童養護施設・乳児院に配置されるようになった。本研究の相談員への調査結果などから、<u>里親支援の定義を明確にし、</u>目標達成のため、全国の相談員のネットワーク化と情報共有化、地域での連携体制の構築の必要性が求められている。

里親支援のプレーヤーは変化しても、子どもの保護と同時に将来、精神的にも自立して社会に出られるよう、里親との愛着関係を軸にした里親支援は共通の目的であるはずである。本研究班は過去3年間の変化の中にある里親支援体制を検証してきたが、以下のような結論と提言を行いたい。

(1)虐待やトラウマを抱えた子どもの社会的養護は、施設養護から家庭養護に移行すべきであり、<u>施設や民間機関が里親委託推進の中核を担う、</u>という認識を社会全体で共有することが前提である。

調査の結果、施設関係者や里親の間でも、施設が里親支援をすべきであるという認識が低い現状が浮き彫りになった。従来通り児童相談所が里親支援を行うべきである、という意見も多いが、子どもの養育や相談に実績のある施設や民間機関の特徴を生かして、有効的な里親支援を行ってほしいし、その認識を施設、地域、里親の間で共有してほしい。里親支援は相談員1人の力では無理なので、当然施設の児童家庭支援センターの職員(心理担当を含む)や家庭支援専門相談員など施設職員のバックアップを受けることが必要である。

(2)里親支援専門相談員を全国の各児童養護施設・乳児院に最低 1 人は配置し、 県内・地域内で相談員、里親支援機関、児童相談所、里親会などが連携し、定期的 (<u>毎月)会議を開き、里親委託を推進</u>していく体制を整えるべきである。

里親支援を行う関係者が定期的に集まり、地域内の里親開拓、子どもの里親委託の可能性と実親への働きかけ、マッチング、委託後の相談・支援などを協議することは大変重要であり、地域にある「要保護児童地域対策協議会」のような機能を担うべきである。

(3)<u>里親支援専門相談員の主な役割(里親子の愛着関係の構築支援)</u>を明確化し、 業務内容と成果が見える形にする。

施設の職員間や里親に対し、相談員自身が自分の役割が明確でなく、戸惑ったり自信を失ったりしていることが懸念される。相談員は、ケアワーカーと異なり、委託児童に直接支援をするのではなく、里親と委託児の愛着関係の構築・強化を目指すよう、ソーシャルワークの技術を駆使して支援する役割がある。深谷班の調査でも明らかになったように、里親が最も困難と感じるのは、委託児との心の絆が結べないと感じることである。相談員はその目的達成に向け、側面から里親と委託児に寄り添った支援を行うべきである。また、親子関係の構築は達成度が見えにくいので、客観的に成果が見える指標などを開発する必要がある。

(4)里親支援専門相談員の資質向上のため、定期的に<u>研修会(トラウマや愛着関係などに関する)</u>を開催する。

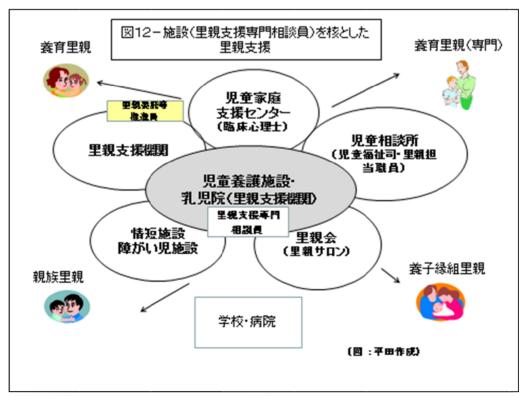
里親支援専門相談員は全国の施設に配置されたものの、これまで全国レベルでの 研修会は行われてこなかった。本研究班主催の研修会においては、相談員の研修に 対するニーズは高く、「他県の情報がほしい」「自分たちの支援の知識・技術を向上させたい」という要望が多かった。児童養護施設職員を対象とした研修には、ケアワークに関するものはあっても、相談業務であるソーシャルワークに関するものは少ないという研究結果がある。また、愛着の形成に関する正しい知識・理解の研修が必要と考える職員は少ないという結果もある^{注6})。

今後は、定期的に各県、各ブロック、全国レベルで専門相談員対象の研修を提供すべきである。その研修には、子どものトラウマや愛着に関する内容を含むべきであり、里親と相談員がどのように子どもの愛着関係作りを支援できるか、具体的に学べるような研修会を企画するのが望ましい。

(5)<u>治療的ケア(愛着障がいなど)を提供する体制を構築</u>し、里親支援専門相談員が資源の開拓や里親への照会などを担当する。

年長児の里親委託や長期里親委託の場合、思春期を迎えた委託児の対応に困難を 抱える里親が多いが、その際の治療的ケアを施設で行う体制づくりをすることが必 要である。情緒障害児短期治療施設などを併設する施設はモデル的に里親家庭の委 託児に対する治療的ケアを提供し、その成果を全国に広めてほしいと思う。

本調査の限界であるが、相談員からの聞き取りがグループワークを通してであったため、相談員の具体的な業務を掘り下げて聞くことができなかった。今後は、詳しく業務内容を整理する調査も行いたい。最後に図 12 に、施設(里親支援専門相談員)を核とした里親支援のネットワークを図式化した。里親の制度改正や支援制度の改正に伴い里親を取り巻く環境は変化しつつあるが、この激変の時代をチャンスととらえ、子どもに最も良い体制とケアが里親制度の中に発展していくことを期待したい。



【注】

- 注1)厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事『社会的養護における児童の特性 別標準的ケアパッケージ - 被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究 - 』(平成23年度総括・分担研究報告書)研究代表者: 開原久代、2012年3月、pp.195~210
- 注 2) 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事『社会的養護における児童の特性 別標準的ケアパッケージ - 被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究 - 』(平成 24 年度総括・分担研究報告書) 研究代表者: 開原久代、2013 年 3 月、pp.345~377
- 注3)厚生労働省ホームページ「里親支援の充実について」 www.mhlw.go.jp/stf/shingi/...att/2r9852000002030w.pdf
- 注4)全国社会福祉協議会・児童福祉施設による里親支援のあり方に関する調査研究委員会「児童福祉施設による里親支援のあり方の調査研究事業報告書」、2004年 p.99
- 注5)兼井京子著「東京都養育家庭制度の支援体制の変遷を通して里親支援を考える~平成 14 年度末養育家庭センター廃止から現在まで~」、『児童福祉研究』No.23,東京都社会福祉協議会児童部会、2007年、pp.114~122
- 注 6) 宮地菜穂子「児童養護施設職員を対象とした研修の現状と課題 愛知県内の児童 養護施設ベテラン職員に対するインタビュー調査から - 」『子ども家庭福祉学』第 13 号、日本子ども家庭福祉学会、2013 年 11 月、p.7,p.10